

令和元年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
 - (2) 給与費明細書

議案第74号

令和元年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ789,296千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		131,791	51	131,842
	1 一般会計繰入金	131,790	51	131,841
歳入	合計	789,245	51	789,296

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,267	51	29,318
	1 総務管理費	17,550	51	17,601
歳出合計		789,245	51	789,296

平成31年度松野町介護保険特別会計補正予算に関する説明書
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	131,791	51	131,842
歳入合計	789,245	51	789,296

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	29,267	51	29,318			51	
歳出合計	789,245	51	789,296			51	

2 歳 入

7款 繰入金

1項 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. その他一般会計繰入金	31,729	51	31,780	1. 職員給与費等繰入金	51	職員給与費等繰入金
計	131,790	51	131,841			
歳入合計	789,245	51	789,296			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	17,548	51	17,599			51		2. 給料	19	一般職給
								3. 職員手当等	22	勤勉手当
								4. 共済費	10	職員共済組合負担金
計	17,550	51	17,601			51				
歳出合計	789,245	51	789,296			51				

II 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長等							
	議員							
	その他	5	66		66		66	介護保険運営委員
	計	5	66		66		66	
補正前	長等							
	議員							
	その他	5	66		66		66	介護保険運営委員
	計	5	66		66		66	
比較	長等							
	議員							
	その他	0	0		0		0	
	計	0	0		0		0	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 4		13,506	6,307	19,813	4,129	23,942	
補正前	() 4		13,487	6,285	19,772	4,119	23,891	
比較	() 0		19	22	41	10	51	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	189	0	459		2,922	2,106		415	216	
	補正前	189	0	459		2,922	2,084		415	216	
	比較	0	0	0		0	22		0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 内訳 (千円)	説明	備考
給料	19	給与改定に伴う 増減分	19	人勸
		昇給に伴う 増加分		
		その他の増減分		
職員手当	22	制度改正に伴う 増減分	22	人勸
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職	労務職
令和元年12月1日現在	平均給料月額(円)	280,664	
	平均給与月額(円)	289,102	
	平均年齢(歳)	40.5	
令和元年9月1日現在	平均給料月額(円)	280,288	
	平均給与月額(円)	288,726	
	平均年齢(歳)	40.0	

イ. 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)
高 校	卒	151,353		150,600	
大 学	卒	183,111		182,200	

ウ. 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			労 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和元年12月1日 現在	7 級	()	()				
	6 級	()	()				
	5 級	(1)	(25.0)				
	4 級	()	()				
	3 級	(1)	(25.0)	3 級	()	()	
	2 級	()	()	2 級	()	()	
	1 級	(2)	(50.0)	1 級	()	()	
	計	(4)	(100.0)	計	()	()	
令和元年9月1日 現在	7 級	()	()				
	6 級	()	()				
	5 級	(1)	(25.0)				
	4 級	()	()				
	3 級	(1)	(25.0)	3 級	()	()	
	2 級	()	()	2 級	()	()	
	1 級	(2)	(50.0)	1 級	()	()	
	計	(4)	(100.0)	計	()	()	

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課長 局長 室長 主任	課長 局長 室長 主任	課長補佐 事務長 保健師長 保健師長	課長補佐 事務長 保健師長 園長	係長 専門員 主任 主任 主任 主任	主任 主任 主任 主任 主任 主任
	保育士 養護士 保健師 社会福祉士	保育士 養護士 保健師 社会福祉士	保育士 養護士 保健師 社会福祉士	保育士 養護士 保健師 社会福祉士	保育士 養護士 保健師 社会福祉士	保育士 養護士 保健師 社会福祉士

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				
補正前	職員数 (A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	() 2.225	() 2.275	()	() 4.500	有	
補正前	() 2.225	() 2.225	()	() 4.450	有	
国の制度	() 2.225	() 2.275	()	() 4.500	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.590	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.590	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ. 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク. 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (令和年月日現在) (%)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ. その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勧により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	